

足利市経済活性化諮問会議設置要綱

(目的)

第1条 日本経済の急速なグローバル化等の影響による地域産業の低迷、人口減少等の構造的な問題に対し、こうした内外環境の変化に対応できる本市の有する地域資源を活用した産業振興施策の推進に当たり、市政に関し識見を有する者の意見を求めるため、足利市経済活性化諮問会議（以下「諮問会議」という。）を設置する。

(諮問事項)

第2条 市長は、諮問会議に対し以下の事項について諮問するものとする。

- (1) 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の影響を踏まえた産業支援策に関する事項
- (2) 今後発展が期待される新たな産業分野への対応に関する事項
- (3) 本市の経済活性化のための地場企業への支援策に関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 諮問会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、市政に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長の諮問事項に対し、答申を行うまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 諮問会議に会長1名及び副会長若干名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、諮問会議を代表し会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 諮問会議の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 諮問会議の庶務は、政策推進部企画政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日から実施する。